



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月10日火曜日 第2529号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ... 928

## 告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 929

土地改良区の交換分合計画関係書類の縦覧..... ( " ) ... 929

## 監 査 公 表

定期監査結果の公表の一部訂正..... (監査事務局) ... 929

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 930

## 正 誤

平成25年7月23日付け第2489号愛媛県告示第867号(漁業免許の内容等の公示)中..... (水産課) ... 931

## 規 則

### ○愛媛県規則第48号

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県営住宅管理条例施行規則(昭和35年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 単身入居の資格 )	( 単身入居の資格 )
<b>第1条の2</b> 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。	<b>第1条の2</b> 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
(1)～(7) 省略	(1)～(7) 省略
(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> (平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの	(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> (平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次の
ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	_____ いずれかに該当するもの
イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 _____ の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条 _____ の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
	イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 _____ の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2・3 省略

2・3 省略

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、越智郡上島町岩城地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・岩城島北地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年12月11日から平成26年1月16日まで
- 3 縦覧場所  
上島町役場本庁及び岩城総合支所

○愛媛県告示第1333号

西条市古川乙土地改良区から認可申請があった古川乙地区の交換分合計画は、相当と認めるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
交換分合計画書
- 2 縦覧期間  
平成25年12月11日から平成26年1月30日まで
- 3 縦覧場所  
西条市役所本庁

監 査 公 表

○公表第14号

定期監査結果の公表（平成25年10月公表第13号）の一部を次のとおり訂正する。

平成25年12月10日

愛媛県監査委員 岸 新  
 同 住 田 省 三  
 同 笹 岡 博 之  
 同 佐 伯 満 孝

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂 正 後				訂 正 前				
省略				省略				
監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
省略				省略				
中央児童相談所	平成25年4月19日			中央児童相談所	平成25年4月19日			
東予児童相談所	平成25年5月21日			東予児童相談所	平成25年5月21日			
南予児童相談所	平成25年5月22日			南予児童相談所	平成25年5月22日			
省略				省略				
子ども療育センター	平成25年5月15日			子ども療育センター	平成25年5月15日			
省略				省略				
(監査の結果)				(監査の結果)				
省略				省略				
1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区 分	収入未済額（円）			区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計		現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	5,989,500	26,643,120	32,632,620	24年度	5,989,500	26,643,120	32,632,620	金額は各
23年度	<u>5,684,960</u>	<u>29,482,483</u>	<u>35,167,443</u>	23年度	<u>4,994,290</u>	<u>34,878,353</u>	<u>39,872,643</u>	年度の決
差引増減	<u>304,540</u>	<u>2,839,363</u>	<u>2,534,823</u>	差引増減	<u>995,210</u>	<u>8,235,233</u>	<u>7,240,023</u>	算による

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	2,478,190	7,717,038	10,195,228	金額は各年度の決算による
23年度	2,415,880	6,172,768	8,588,648	
差引増減	62,310	1,544,270	1,606,580	

(東予児童相談所)

3 省略

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,636,620	2,988,760	4,625,380	金額は各年度の決算による
23年度	888,910	2,785,470	3,674,380	
差引増減	747,710	203,290	951,000	

(南予児童相談所)

5 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,035,047	3,117,379	4,152,426	金額は各年度の決算による
23年度	892,714	2,922,703	3,815,417	
差引増減	142,333	194,676	337,009	

(子ども療育センター)

6・7 省略

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	2,478,190	7,717,038	10,195,228	金額は各年度の決算による
23年度	2,141,000	7,911,158	10,052,158	
差引増減	337,190	194,120	143,070	

(東予児童相談所)

3 省略

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,636,620	2,988,760	4,625,380	金額は各年度の決算による
23年度	1,166,060	3,262,540	4,428,600	
差引増減	470,560	273,780	196,780	

(南予児童相談所)

5 子ども療育センター利用料金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,035,047	3,117,379	4,152,426	金額は各年度の決算による
23年度	1,548,612	3,249,621	4,798,233	
差引増減	513,565	132,242	645,807	

(子ども療育センター)

6・7 省略

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
省略			省略		
			和ホスピタル	松山市柳原739	昭和46年3月30日
省略			省略		
2 ~ 5 省略			2 ~ 5 省略		

## 正 誤

## ○正 誤

平成25年7月23日付け第2489号愛媛県告示第867号（漁業免許の内容等の公示）中

ページ	箇 所	誤	正
561	4 存続期間中	平成30年3月31日まで	平成30年12月31日まで